

規程類の訂正は、“携帯品の整備”や“折り返し加算時間”で行う作業ではない！！

**福田指導科長！！
“手待ち時間”って
何ですか！？**

《規程類の訂正について、大二運福田指導科長とのやり取りです！》

- 組合員： 共通掲示92号の規定の訂正についてですが、あの掲示は、業務指示ですか？業務指示なら、今からやるから時間を付けてください。
- 科 長： 規定の訂正は、手待ち時間！以前から、言っている。
- 組合員： 時間外でやる時は、管理者に話をしろと支社が言ってるから、聞いている。
- 科 長： 支社の話は知らん。ずっと、前から手待ち時間でやるように言ってきた。
- 組合員： 手待ち時間って、いつのどの手待ち時間のことを言っているんですか！そこを言って貰わんと出来ません。
- 科 長： 手待ち時間に出来る。それしか言わん。
- 組合員： 今度の訂正は、5分くらいで出来る内容ですよ。訓練時間内でやらせてくれたらいいのに。
- 科 長： 今まで、訓練時間にやったことはない。
- 組合員： いや、昔は訓練でやりましたよ。
- 科 長： 手待ち時間でやって貰う。これは、〇〇にも言っている。聞いているのと違うの。
- 組合員： その話は知らん。時間外でやったら、ちゃんと時間を付けてくれればそれで済むこと。ワンステップなんかでも、時間を付けているじゃないですか？
- 科 長： 規定の訂正は、手待ち時間に出来る。それしか言わん。
- 組合員： また、次の規定の訂正の時、話に来ますわ。

軽微な規程類等の訂正は、訓練内でやらせろ！！